



平成19年度

あなたの市民税・県民税(住民税)が大きく変わります

税源移譲

税源移譲により所得税が減り住民税が増えます

「地方にできることは地方に」という理念のもとに進められた三位一体の改革に伴い、国から地方へ約3兆円の税源移譲が実施されます。

税源移譲とは、国に納める所得税を減らし、これに相当する分について、地方に納める住民税を増やすことで国から地方へ税源を移すことです。これにより多くの人は、今年1月から所得税(国税)が減り、この6月から住民税(地方税)が増えることとなりますが、所得税と住民税を合わせた額は基本的には変わりません。

モデルケース 給与所得者で配偶者と子ども2人(1人は特定扶養親族に該当)の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

一定の社会保険料控除が控除されるものとして計算しています。  
均等割額、定率控除は含まれていません。  
このほか、定率減税の廃止や収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変動しますので注意してください。

平成19年度から実施される主な税制改正

住民税の税率が一律10%になります

住民税の所得割の税率は、これまでの3段階から一律10%(市民税6%、県民税4%)になります。また所得税と住民税は、扶養控除などの人的控除額に差があるため、個々の状況に応じて住民税を減額して調整します。

定率減税の廃止

平成11年度から景気対策として実施されていた定率減税が平成19年度から廃止になります。

平成11年～17年度	平成18年度	平成19年度
所得割の15%相当額 (上限4万円)を減額	所得割の7.5%相当額 (上限2万円)を減額	廃止

高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	3分の2減額	3分の1減額	減額なし

平成17年1月1日において、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人を対象。

ひろしまの森づくり県民税の創設

県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てるため、平成19年度からひろしまの森づくり県民税が創設されました。そのことにより、県民税の均等割1000円に500円を加算して課税されます。

問い合わせ先

市県民税についての問い合わせ先 市民税課(☎0848 67 6031 ☎0848 67 6132)  
ひろしまの森づくり県民税についての問い合わせ先 県総務部税務室(☎082・513・2327)